

生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則(平成27年3月生駒市規則第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、子どものための教育・保育給付の支給認定(法第20条第4項に<u>規定する支給認定</u>をいう。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(府令第1条第1号の市が定める時間)</p> <p>第2条 府令第1条第1号の市が定める時間は、64時間とする。</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付等支給認定申請書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>(府令第8条第4号ロ、第6号及び第12号の市が定める期間)</p> <p>第4条 府令第8条第4号ロの市が定める期間は、60日とする。</p> <p>2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、原則として育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までとする。</p> <p>(現況届)</p> <p>第5条 府令第9条第1項の届書は、施設型給付等支給認定現況届(様式第2号)によるものとする。</p> <p>(変更申請書)</p> <p>第6条 府令第11条の申請書は、<u>支給認定変更申請書</u>(様式第3号)によるもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>生駒市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、子どものための教育・保育給付の支給認定(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。)及び<u>子育てのための施設等利用給付の支給認定(法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定をいう。)</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(府令第1条の5第1号の市が定める時間)</p> <p>第2条 府令第1条の5第1号の市が定める時間は、64時間とする。</p> <p>(施設型給付等支給認定申請書)</p> <p>第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付等支給認定申請書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>(府令第8条第4号ロ、第6号及び第12号の市が定める期間)</p> <p>第4条 府令第8条第4号ロの市が定める期間は、60日とする。</p> <p>2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、原則として育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までとする。</p> <p>(施設型給付等支給認定現況届)</p> <p>第5条 府令第9条第1項の届書は、施設型給付等支給認定現況届(様式第2号)によるものとする。</p> <p>(施設型給付等支給認定変更申請書)</p> <p>第6条 府令第11条の申請書は、<u>施設型給付等支給認定変更申請書</u>(様式第3</p>

とする。

(変更届)

第7条 府令第15条第1項の届書は、支給認定申請内容変更届(様式第4号)によるものとする。

(支給認定証再交付申請書)

第8条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第5号)によるものとする。

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第3号(第6条関係)

号)によるものとする。

(施設型給付等支給認定申請内容変更届)

第7条 府令第15条第1項の届書は、施設型給付等支給認定申請内容変更届(様式第4号)によるものとする。

(施設型給付等支給認定証再交付申請書)

第8条 府令第16条第2項の申請書は、施設型給付等支給認定証再交付申請書(様式第5号)によるものとする。

(施設等利用給付認定申請書)

第9条 府令第28条の3の申請書は、施設等利用給付認定申請書(様式第6号(その1)及び様式第6号(その2))によるものとする。

(府令第28条の5第4号ロ及び第6号の市が定める期間)

第10条 府令第28条の5第4号ロの市が定める期間は、60日とする。

2 府令第28条の5第6号の市が定める期間は、原則として育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の月末までとする。

(施設等利用給付認定変更申請書)

第11条 府令第28条の8の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書(様式第7号(その1)及び様式第7号(その2))によるものとする。

(施設等利用給付認定申請内容変更届)

第12条 府令第28条の12の届書は、施設等利用給付認定申請内容変更届(様式第8号)によるものとする。

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第3号(第6条関係)

支給認定変更申請書

様式第4号(第7条関係)

支給認定申請内容変更届

様式第5号(第8条関係)

支給認定証再交付申請書

施設型給付等支給認定変更申請書

様式第4号(第7条関係)

施設型給付等支給認定申請内容変更届

様式第5号(第8条関係)

施設型給付等支給認定証再交付申請書

様式第6号(第9条関係)

施設等利用給付認定申請書

様式第7号(第11条関係)

施設等利用給付認定変更申請書

様式第8号(第12条関係)

施設等利用給付認定申請内容変更届